

個人・団体向け

神石高原町 個人・団体向け貸切バス等旅行支援事業補助金交付要綱

趣旨)

第1条 この要綱は神石高原町 個人・団体向け貸切バス等旅行支援事業補助金（以下「補助金」という）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 この事業は、個人もしくは団体が神石高原町内の周遊観光を目的としたバス旅行を実施する際の貸切バス・バスのレンタルの経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、町内の観光素材を取り入れた、バスによる町内への誘客を促進し、町内観光産業の振興を図ることを目的とする。（以下「補助事業」という）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、旅行会社を介さず個人もしくは団体で町内に貸切バス（特定旅客自動車運送事業の許可を受けた業者）・バスレンタル（自家用自動車有償貸渡許可を受けた業者）による旅行を企画、実施をする者を対象とする。

（補助対象事業）

第4条 つぎのいずれか2つの要件を満たす観光目的の旅行を補助対象とする。

- (1) 町内観光施設及び帝釈峠指定施設を訪れる行程である。
- (2) 町内観光施設及び町内店舗等で食事を行う。
なお、町内観光施設及び町内店舗は別に定める。
- (3) 研修等の町内で行われる催しに参加する。
- (4) 町内の宿泊施設に宿泊を行う。

2 次に掲げる旅行は補助対象外とする。

- (1) 宗教活動、政治活動を目的とした旅行
- (2) 観光や視察を目的としないもの

（バスの区分及び補助金額）

第5条 定員により以下の通り区分し、補助金額を設定する。

（以下定員は補助席を除いた席数）

- (1) 大型バス（※乗車定員27名を超えるものをいう。）・・・4万円
- (2) 中型バス（※乗車定員21名を超えて27名までのものをいう。）・・・3万円
- (3) 小型バス（※乗車定員13名を超えて21名までのものをいう。）・・・2万円
- (4) 宿泊を伴う場合、1泊につき1万円（町内の宿泊施設に限る）

2 国や県、他の市町等が実施するバス助成等との併用は可能である。

3. 1つの個人・団体に対し助成の限度額を20万円までと定める。

個人・団体向け

(補助事業の認定)

第6条 補助事業の認定及び交付については協会がおこなう。

2 補助金の交付を受けようとする者は、受付期間内であって旅行実施の14日前までに協会あてに、様式第1号に添付書類を添えて補助事業の認定申請を行わなければならない。提出はEメールにて指定のアドレス(kankou2@jkougen.jp)に行うものとする。(PDFで提出のこと)

(1) 受付期間 令和7年4月1日より令和8年3月15日まで。

※ただし補助額の上限に達した場合はその時点で受付終了とする。

申請の中止等で受付を再開する場合もあるが仮申請は受け付けない。

(2) 添付書類

- ① 行程表 (町内観光施設、食事場所か参加する催し名を記載ください。)
- ② 貸切バス・バスのレンタルの見積書
- ③ 誓約書 (様式第2号)

3 前項の申請があった場合には、協会は内容を審査し、適当であると認めたときは、原則として、認定申請書を受理した日から7日以内に様式第3号により通知を行うものとする。

4 催行中止となった場合、その旨を協会に連絡すること。(第9条参照)

(補助の条件)

第7条 前条により認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、「神石高原町観光協会助成ツアーア」と記載した紙をバスのフロントガラスから見える位置に掲示すること。

2 認定者は第6条第3項の規定により認定された旅行について、令和8年3月15日までに実施するものとする。ただし、協会が認めた場合はその限りではない。

(旅行の変更・中止)

第8条 認定者が、旅行実施までに補助事業の計画を変更する場合は、様式第4号により通知を行わなければならない。

2 協会は、変更の申請があった場合には、内容を審査し、様式第5号により通知を行うものとする。

3 認定者が、補助事業の計画を中止する場合は、様式第6号により届出を行わなければならない。

(認定の取消)

第9条 以下の場合認定を取り消すものとし様式第5号3の除外通知を協会より認定者に通知する。

(1) 催行中止となってから連絡がない場合

(2) 催行後、理由なく2週間以内に報告書の提出がなく確認に応じない場合

(交付申請及び実績報告)

第10条 認定者が、補助金の交付を受けるためには、認定申請書に記載された旅行の帰着日から2週

個人・団体向け

間以内に、交付申請書兼実績報告書（様式第7号）に添付書類を添えて協会に提出を行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではないが、令和8年3月20日までを最終期限とする。

添付書類

- ① 貸切バス・バスのレンタルを利用したことを証明する以下の書類の写し
(貸切バスの場合両方、バスレンタルの場合上のもののみ)
 - ・バス等運行会社・レンタカー業者の請求書又は領収書
 - ・バス等運行会社の者が記載したバス運行証明書（様式第9号）
- ② 観光施設等を利用したことを証明する以下の書類の写し
・観光施設等の者が記載した立ち寄り証明書（様式第10号）

(交付の可否及び額の確定)

第11条 協会は、前条の交付申請があった場合には、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めた時は、補助金の交付を確定し、補助決定の認定者（以下補助事業者）に対し様式第8号により通知を行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付については報告書の記載にある口座に振り込むものとする。

ただし、口座名義は認定者の個人・団体名でなければならない。

(団体の口座が無い場合、認定の代表者の口座)

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

個人・団体向け

資料1

●町内観光施設

【大型バス可能】

神石高原ティアガルテン、光信寺の湯ゆっくら、光信寺、帝釈峡遊覧船、帝釈峡スコラ高原、神石民俗資料館、昭和のおもちゃ館・資料館、帝釈峡（森林セラピー）、道の駅さんわ182ステーションピースワンコ・ジャパンドッグラン、さんわ総合センター、カントリーパーク仙養、神石高原カントリークラブ、はら農園

【中型バスまで可能】

幸運伝、星居山森林公園、ビレッジハウス仁吾川、ながの村

【小型バスまで可能】

神石高原温泉、神石高原日本ミツバチ研究所、志麻利、三輪酒造、神龍味噌、鶴岡八幡神社、亀山八幡神社、油木亀鶴山八幡神社、水辺公園、にしかわ化石館

※駐車場が狭いもしくはない施設だが、途中まで大型で通行可能。道路から徒歩でいけるとよまつ紙ヒコーキ・タワー ※県道から登山道に中型以上は進入が難しい。

●帝釈峡指定施設

【大型バス対応可能】 帝釈峡博物展示施設時悠館（旧東城町帝釈未渡1909）

町内飲食店

A 【大型バス1台分可能】

神石高原ティアガルテン、光信寺の湯ゆっくら、光信寺、帝釈峡スコラ、自然食レストラン高原の風、カントリーパーク仙養

B 【20人まで対応可能】

道の駅182ステーションカフェ、紅葉会館

C 【10人まで対応可能】

カフェぬく森、瓢、里山食菜館和、アラスカ、ラーメン中華丈、峠の茶屋、ちろりん村

D 【10人以下】

Café&めるへん工房森の花屋さん、Café葉乃蔵、潤いの森、雪花亭

※バスでの食事はAの店舗が便利です。